

令和4年矢板市議会定例会

第384回定例会議

議 案 書

令和5年3月

矢 板 市

令和4年矢板市議会定例会第384回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和5年度矢板市一般会計予算……………	P 1
議案第 2 号	令和5年度矢板市介護保険特別会計予算……………	P 1
議案第 3 号	令和5年度矢板市国民健康保険特別会計予算……………	P 1
議案第 4 号	令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算……………	P 1
議案第 5 号	令和5年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業…	P 1
	特別会計予算	
議案第 6 号	令和5年度矢板市水道事業会計予算……………	P 1
議案第 7 号	令和5年度矢板市下水道事業会計予算……………	P 1
議案第 8 号	令和4年度矢板市一般会計補正予算（第9号）……………	P 2
議案第 9 号	令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算……………	P 2
	（第3号）	
議案第10号	令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	P 2
	（第2号）	
議案第11号	令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業…	P 2
	特別会計補正予算（第1号）	
議案第12号	令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第4号）……………	P 2
議案第13号	矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条…	P 3
	例の制定について	
議案第14号	矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につ…	P 13
	いて	
議案第15号	矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の…	P 31
	一部改正について	

議案第16号	矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について……………	P 39
議案第17号	矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を… 定める条例の一部改正について	P 41
議案第18号	矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する… 基準を定める条例の一部改正について	P 48
議案第19号	矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について…	P 53
議案第20号	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運… 営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 55
議案第21号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について……………	P 79
議案第22号	矢板市企業誘致条例の一部改正について……………	P 82
議案第23号	矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一… 部改正について	P 87
議案第24号	矢板市営駐車場条例の一部改正について……………	P 94
議案第25号	副市長の選任同意について……………	P 98
議案第26号	教育委員会教育長の任命同意について……………	P 99
議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ… いて	P100
議案第28号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ… いて	P101
議案第29号	字の廃止及び町の区域の変更について……………	P102

議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 5 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 5 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

議案第 6 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 8 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 9 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 10 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
補正予算（第 1 号）

議案第 12 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 4 号）

（以上別冊）

議案第13号

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則等並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）及び栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する栃木県の条例及び栃木県の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
- (3) 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程を含む。）、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。

(4) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 執行機関、議会及び地方公営企業法第7条に規定する管理者（同法第8条第2項に規定する管理者の権限を行う市長を含む。）又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが

困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、

処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合
その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ
り行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で
定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分
以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行
われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前
項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」
とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により
行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当
該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る
電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことが
できる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等につい
ては、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当
該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により
行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規
則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができ
る。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の
条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の

当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付す

ることを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、市民が情報通信技術の便益を享受できるよう、年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢板市行政手続条例の一部改正)

2 矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分
の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 略

(行政指導の方式)

第33条 略

2・3 略

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 略

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）

又は電磁的記録（電子的方式、磁気

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分
の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類_____から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 略

(行政指導の方式)

第33条 略

2・3 略

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 略

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものの

_____によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものの

議案第14号

矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者（当該事業の管理者の権限を行う市長を含む。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは「15日」とし、同条中「60日」とあるのは「45日」と、「同条第1項」とあるのは「矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条の規定により読み替えて適用される前条第

1 項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢板市個人情報保護条例の廃止)

第2条 矢板市個人情報保護条例（平成17年矢板市条例第29号）は、廃止する。

(矢板市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の矢板市個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第7条第3項に規定する受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第7条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者

2 次に掲げる者に係る旧条例第42条の16の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第42条の15第1項に規定する実施機関非識別加工情報等(以下「旧実施機関非識別加工情報等」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第42条の15第3項に規定する受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該業務に従事していた者

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第26条第1項若しくは第2項又は第33条第1項から第3項までの規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第25条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（指定管理者が市の公の施設の管理の業務に関して知り得た旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者
- (3) 第1項第3号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報（指定管理者が行う市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が当該管理の業務に関して知り得た旧個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(矢板市情報公開条例の一部改正)

第4条 矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章～第6章 略	第1章～第6章 略
第7章 情報提供の総合的推進（第3 1条— <u>第33条の2</u> ）	第7章 情報提供の総合的推進（第3 1条— <u>第33条</u> ）
第8章 略	第8章 略
附則	附則
（開示しないことができる行政文書）	（開示しないことができる行政文書）
第8条 実施機関は、開示請求のあった 行政文書に次の各号に掲げる情報（以 下「不開示情報」という。）のいずれ かが記録されている場合は、これを開 示しないことができる。	第8条 実施機関は、開示請求のあった 行政文書に次の各号に掲げる情報（以 下「不開示情報」という。）のいずれ かが記録されている場合は、これを開 示しないことができる。
(1) <u>法令又は条例（以下「法令等」と いう。）の規定により、公にす ることができないと認められる情報</u>	(1) <u>個人に関する情報（事業を営む個 人の当該事業に関するものを除 く。）であって、当該情報に含まれ</u>

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務

る氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものは、開示しなければならない。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務

員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報の保護に関する法律（平

員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

(1)の2 矢板市個人情報保護条例（平成17年矢板市条例第29号）第2条第14項に規定する実施機関非識別加工情報（同条第15項に規定する実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「実施機関非識別加工情報」という。）又は実施機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は個人の事業に関する情報であつて、次に掲げ

それがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公に
しないとの条件で任意に提供され
たものであって、法人等又は個人
における通例として公にしないこ
ととされているものその他の当該
条件を付することが当該情報の性
質、当時の状況等に照らして合理
的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、国の安全
が害されるおそれ、他国若しくは
国際機関との信頼関係が損なわれ
るおそれ又は他国若しくは国際機
関との交渉上不利益を被るおそれ
があると実施機関が認めることに
つき相当の理由がある情報

(6) 公にすることにより、犯罪の予
防、鎮圧又は捜査その他の公共の
安全と秩序の維持に支障を及ぼす
おそれがあると実施機関が認める
ことにつき相当の理由がある情報

(7) 市の機関、国の機関、独立行政法
人等、他の地方公共団体及び地方独
立行政法人の内部又は相互間におけ

るもの。ただし、人の生命、健康、
生活、財産又は環境を保護するた
め、公にすることが必要であると認
められる情報及び違法又は著しく不
当な事業活動に関する情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人
等又は当該個人の権利、競争上の
地位その他正当な利益を害するお
それがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公に
しないとの条件で任意に提供され
たものであって、法人等又は個人
における通例として公にしないこ
ととされているものその他の当該
条件を付することが当該情報の性
質、当時の状況等に照らして合理
的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予
防、捜査又は公訴の維持に具体的な
支障を及ぼすおそれが明らかな情報

(4) 市の機関、国、独立行政法人等、
他の地方公共団体及び地方独立行政
法人の内部又は相互間における審
議、検討又は協議に関する情報で

る審議、検討又は協議に関する情報
であって、公にすることにより、率
直な意見の交換若しくは意思決定の
中立性が不当に損なわれるおそれ、
不当に市民の間に混乱を生じさせる
おそれ又は特定の者に不当に利益を
与え若しくは不利益を及ぼすおそれ
があるもの

(8) 市の機関、国の機関、独立行政法
人等、他の地方公共団体又は地方独
立行政法人が行う事務又は事業に関
する情報であって、公にすること
により、次に掲げるおそれその他当該
事務又は事業の性質上、当該事務又
は事業の適正な遂行に支障を及ぼす
おそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は
租税の賦課若しくは徴収に係る事
務に関し、正確な事実の把握を困
難にするおそれ又は違法若しくは
不当な行為を容易にし、若しくは
その発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務
に関し、市、国、独立行政法人

あって、公にすることにより、率直
な意見の交換若しくは意思決定の中
立性が不当に損なわれるおそれ、不
当に市民の間に混乱を生じさせるお
それ又は特定のものに不当に利益を
与え若しくは不利益を及ぼすおそれ
があるもの

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、
他の地方公共団体又は地方独立行政
法人が行う事務又は事業に関する情
報であって、公にすることにより、
次に掲げるおそれその他当該事務又
は事業の性質上、当該事務又は事業
の公正又は適正な遂行に著しい支障
を及ぼすおそれが明らかな情報

ア 監査、検査、取締り又は試験に
係る事務に関し、正確な事実の把
握を困難にするおそれ又は違法若
しくは不当な行為を容易にし、若
しくはその発見を困難にするおそ
れ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務
に関し、市、国、独立行政法人
等、他の地方公共団体又は地方独

等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市が経営する企業、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条の2 略

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を

立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、公正かつ効率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の利益を不当に害するおそれ

(6) 法令等の規定により明らかに開示しないこととされている情報

(部分開示)

第8条の2 略

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を

識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第8条第3号 　に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の

識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第8条第1号の2に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の

規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場

規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場

合であって、当該情報が第8条第2号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 略

3 略

(開示の実施方法)

第15条 実施機関は、開示請求者の求めるところにより行政文書を開示する場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧による開示をする場合において、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第8条の2の規定による開示をするときその他相当の理由があるときは、当該行政文書の写しにより開示することができる。

3 略

合であって、当該情報が第8条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 略

3 略

(開示の実施方法)

第15条 実施機関は、開示請求者の求めるところにより行政文書を開示する場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、速やかにこれを

__行うものとする。

2 実施機関は、開示請求者の求める方法の行政文書の開示により当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他やむを得ない理由があるときは、当該行政文書の閲覧による開示は認めず、写しにより開示することができる。

3 略

(矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第5条 矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17

年矢板市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協定の締結)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項及び個人情報<u>(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。)</u>の保護に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)</u></p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」とい</p>	<p>(協定の締結)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項及び個人情報_____の保護に関する事項</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(秘密保持義務)</u></p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」とい</p>

<p>う。)は、<u>個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施し、個人情報が適切に保護されるようにするとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</u></p>	<p>う。)は、<u>矢板市個人情報保護条例(平成17年矢板市条例第29号)の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮する</u> <u>と</u> とともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。</p>
--	--

(矢板市道の駅やいた設置及び管理条例の一部改正)

第6条 矢板市道の駅やいた設置及び管理条例(平成22年矢板市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(秘密保持義務)</u> <u>第17条 指定管理者又は道の駅の業務に従事している者は、矢板市個人情報保護条例(平成17年矢板市条例第2</u></p>

9号)を遵守し、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、前項と同様とする。

(市長による管理)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定により、市長が道の駅の管理を行う場合においては、第5条及び第12条第3項_____の規定は適用しない。

第18条 略

(市長による管理)

第18条 略

2 略

3 第1項の規定により、市長が道の駅の管理を行う場合においては、第5条、第12条第3項及び第17条の規定は適用しない。

第19条 略

議案第15号

矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正につ
いて

矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部を改正する条例

矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例（平成17年矢板市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を処理するため、矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) <u>矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第18条第3項の規定による市長の諮問、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を処理するため、矢板市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第18条第3項及び<u>矢板市個人情報保護条例（平成17年矢板市条例第29号。以下「個人情報保護条例」という。）第40条第3項の規定による</u></p>

市の機関（矢板市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年矢板市条例第 号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び矢板市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年矢板市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による議長の諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号_____）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 議会個人情報条例第50条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、議長に対し意見を述べること。

_____諮問に応じ、
審査請求について調査審議すること。

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(3) 個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた、次に掲げる事項を処理すること。

ア 個人情報保護条例第42条の10第2項又は第42条の15第2項の規定に基づき、市長に対し意見を述べること。

イ アに規定するもののほか、実施機関（個人情報保護条例第2条第

1項に規定する実施機関をいう。
ウ及び第8条において同じ。）の
諮問に応じ、個人情報保護条例第
2条第14項に規定する実施機関
非識別加工情報の取扱いについて
調査審議すること。

ウ ア及びイに規定するもののほ
か、実施機関の諮問に応じ、個人
情報保護条例の運用に関する事項
について調査審議すること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 情報公開条例第18条第
3項の規定により審査会に諮問をし
た市長、個人情報保護法第105条
第3項において準用する同条第1項
の規定により審査会に諮問をした市
の機関及び議会個人情報保護条例第
45条第1項の規定により審査会に
諮問をした議会をいう。

(2) 略

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項若しくは第 102 条第 1 項又は議会個人情報保護条例第 20 条第 5 号ア、第 35 条第 1 項若しくは第 42 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの又は議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(会議)

第 7 条 略

2・3 略

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第 8 条 審査会は、情報公開条例第 18

(2) 保有個人情報 個人情報保護条例第 20 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 37 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(会議)

第 7 条 略

2・3 略

(審査会の調査権限)

第 8 条 審査会は、情報公開条例第 18

条第3項、個人情報保護法第105条

第3項において準用する同条第1項又

は議会個人情報保護条例第45条第1

項の規定による諮問を受けた場合にお

いて、必要があると認めるときは、諮

問庁に対し、行政文書又は保有個人情

報の提示を求めることができる。この

場合においては、何人も、審査会に対

し、その提示された行政文書又は保有

個人情報の開示を求めることができな

い。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定に
よる求めがあったときは、これを拒ん
ではならない。

3 審査会は、必要があると認めるとき
は、諮問庁に対し、行政文書に記録さ
れている情報又は保有個人情報に含ま
れている情報の内容を審査会の指定す
る方法により分類又は整理した資料を
作成し、審査会に提出するよう求める
ことができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほ
か、審査会は、審査請求に係る事件に
関し、審査請求人、参加人（行政不服

条第3項又は個人情報保護条例第40

条第3項

__の規定による諮問を受けた場合にお

いて、必要があると認めるときは、市

長 __に対し、行政文書又は保有個人情

報の提示を求めることができる。この

場合においては、何人も、審査会に対

し、その提示された行政文書又は保有

個人情報の開示を求めることができな

い。

2 市長 __は、審査会から前項の規定に
よる求めがあったときは、これを拒ん
ではならない。

3 審査会は、必要があると認めるとき
は、市長 __に対し、行政文書に記録さ
れている情報又は保有個人情報に含ま
れている情報の内容を審査会の指定す
る方法により分類又は整理した資料を
作成し、審査会に提出するよう求める
ことができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほ
か、審査会は、審査請求に係る事件に
関し、審査請求人、参加人（法

審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(行政不服審査法の規定による諮問に係る調査審議の手続)

第11条の2 審査会は、行政不服審査法第43条第1項の規定により諮問を受けたときは、同法第81条第3項の規定により準用する同法第5章第1節

_____第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は市長(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、第2条第3号に掲げる事項を処理する場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該資料の提出を拒んではならない。

6 審査会が第2条第3号に掲げる事項を調査審議する場合においては、次条から第11条の2まで、第13条及び第14条の規定は、適用しない。

(法_____の規定による諮問に係る調査審議の手続)

第11条の2 審査会は、法_____第43条第1項の規定により諮問を受けたときは、法第81条第3項の規定により準用する法第5章第1節

第2款の定めるところにより、調査審議の手続を行うものとする。

(市長への意見)

第14条 審査会は、第2条第1号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開_____に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第2款の定めるところにより、調査審議の手続を行うものとする。

(市長への意見)

第14条 審査会は、第2条第1号に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報の保護に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

矢板市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

矢板市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

矢板市スポーツ推進審議会条例（平成12年矢板市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>生涯学習課</u> _____において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>国体・スポーツ局</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第17号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
矢板市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平</p>

成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)~(3) 略

2~5 略

第7条 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職

成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1)~(3) 略

2~5 略

第7条 略

員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確

認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第13条を削る改正規定は公布の日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第18号

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年矢板市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、利用者の安全の確保を図るため、</u> <u>放課後児童健全育成事業所ごとに、当</u> <u>該放課後児童健全育成事業所の設備の</u> <u>安全点検、職員、利用者等に対する事</u> <u>業所外での活動、取組等を含めた放課</u> <u>後児童健全育成事業所での生活その他</u> <u>の日常生活における安全に関する指</u> <u>導、職員の研修及び訓練その他放課後</u> <u>児童健全育成事業所における安全に関</u></p>	<p>第6条 略</p>

する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について
周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利

利用者の乗車及び降車の際に、点呼その
他の利用者の所在を確実に把握するこ
とができる方法により、利用者の所在
を確認しなければならない。

第12条 略

第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業

者は、放課後児童健全育成事業所ごと
に、感染症や非常災害の発生時におい
て、利用者に対する支援の提供を継続
的に実施するための、及び非常時の体
制で早期の業務再開を図るための計画
(以下この条において「業務継続計
画」という。)を策定し、当該業務継
続計画に従い必要な措置を講ずるよう
努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員
に対し、業務継続計画について周知す
るとともに、必要な研修及び訓練を定
期的に実施するよう努めなければなら
ない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期

的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 略

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第19号

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市学童保育館設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 学童保育館の名称及び位置は、 次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 学童保育館の名称及び位置は、 次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略		略	
東小学童保育館	略	東小学童保育館	略
		<u>川崎小学童保 育館</u>	<u>矢板市木幡1654番 地1</u>
略		略	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第20号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの</p>

区分

(2) 幼稚園 法第19条第1号

に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第2号

に掲げる小学校就学前子どもの区分

及び同条第3号に掲げる小学校就学

前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止
等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園

又は幼稚園に限る。以下この項におい

て同じ。）は、利用の申込みに係る法

第19条第1号 に掲げる小学校

就学前子どもの数及び当該特定教育・

保育施設を現に利用している同号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子どもの総数が、当

該特定教育・保育施設の同号に掲げる

小学校就学前子どもの区分に係る利用

定員の総数を超える場合においては、

抽選、申込みを受けた順序により決定

する方法、当該特定教育・保育施設の

区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号

に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号

に掲げる小学校就学前子どもの区分

及び同項第3号に掲げる小学校就学

前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止
等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園

又は幼稚園に限る。以下この項におい

て同じ。）は、利用の申込みに係る法

第19条第1項第1号 に掲げる小学校

就学前子どもの数及び当該特定教育・

保育施設を現に利用している同号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子どもの総数が、当

該特定教育・保育施設の同号に掲げる

小学校就学前子どもの区分に係る利用

定員の総数を超える場合においては、

抽選、申込みを受けた順序により決定

する方法、当該特定教育・保育施設の

設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号
又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ど

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号
又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ど

も・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号 _____に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものう

も・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものう

ち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
77, 101円

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は

ち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
77, 101円

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は

特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(4) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(4) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に

掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

第26条 削除

掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連

携型認定こども園及び保育所に限る。

以下この条において同じ。）の長たる

特定教育・保育施設の管理者は、教

育・保育給付認定子どもに対し児童福

祉法第47条第3項の規定により懲戒

に関しその教育・保育給付認定子ども

の福祉のために必要な措置を採るとき

は、身体的苦痛を与え、人格を辱める

等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費

用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施

用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）

が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施

設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ど

給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど

もに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

もに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号 に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児

童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している

童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している

満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2

満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2

項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定す

項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定す

る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

る方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものと

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものと

する。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対する

する。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対する

もの及び満3歳以上保育認定子ども
(令第4条第1項第2号に規定する満
3歳以上保育認定子どもをいう。)に
係る第13条第4項第3号ア又はイに
掲げるものを除く。)に要する費用」
とする。

もの及び満3歳以上保育認定子ども
(令第4条第1項第2号に規定する満
3歳以上保育認定子どもをいう。)に
係る第13条第4項第3号ア又はイに
掲げるものを除く。)に要する費用」
とする。

附 則

この条例中第26条を削る改正規定は公布の日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。

議案第 21 号

矢板市国民健康保険条例の一部改正について

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険条例（昭和34年矢板市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000</u>円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る矢板市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 22 号

矢板市企業誘致条例の一部改正について

矢板市企業誘致条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市企業誘致条例の一部を改正する条例

矢板市企業誘致条例（平成15年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
<p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) <u>企業立地奨励金</u></p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>奨励金の区分</th> <th>交付要件</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>企業立地奨励金</u></td> <td><u>対象施設の新設又は増設に対する投下固</u></td> <td><u>対象施設（増設の場合）</u> <u>あつては、増</u></td> </tr> </tbody> </table>			奨励金の区分	交付要件	交付額	<u>企業立地奨励金</u>	<u>対象施設の新設又は増設に対する投下固</u>	<u>対象施設（増設の場合）</u> <u>あつては、増</u>	<p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、次の各号に掲げる奨励金を交付することができる。</p> <p>(1)~(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>奨励金の区分</th> <th>交付要件</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			奨励金の区分	交付要件	交付額			
奨励金の区分	交付要件	交付額															
<u>企業立地奨励金</u>	<u>対象施設の新設又は増設に対する投下固</u>	<u>対象施設（増設の場合）</u> <u>あつては、増</u>															
奨励金の区分	交付要件	交付額															

<p><u>定資産額が1億円を超える場合</u></p>	<p><u>設した部分に係るものに限る。)</u>の<u>操業を開始した日以後、対象施設の新設又は増設に対する投下固定資産に固定資産税(増設の場合にあつては、増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)</u>が<u>最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。</u></p>				
------------------------------	--	--	--	--	--

雇用奨励金	略	略	雇用奨励金	略	略
略			略		
ホテル等立地奨励金	略	略	ホテル等立地奨励金	略	略
	略	ホテル等（増設した部分に係るものに限る。）の操業を開始した日以後、固定資産税（増設した部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。ただし、		略	ホテル等（増設した部分に係るものに限る。）の操業を開始した日以後、固定資産税（増設した部分に係るものに限る。以下_____同じ。）が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額とする。ただし、

	各年度で2, 000万円を 限度とする。		各年度で2, 000万円を 限度とする。
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の矢板市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象施設の
操業を開始する者について適用する。

議案第23号

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正について

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例

矢板市八方ヶ原交流促進センター設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p><u>（有料設備）</u></p> <p>第3条 <u>交流促進センターに設置する有料の設備（以下「有料設備」という。）は、シャワー室とする。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務につ</p>	<p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>（指定管理者の業務の範囲）</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務につ</p>

いては、これを除くものとする。

(1)～(4) 略

(5) 有料設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(6) 略

第6条・第7条 略

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、交流促進センターの施設の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しない。

(1) 略

(2) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 略

(利用料金)

第9条 有料設備を利用する者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、10分以内

いては、これを除くものとする。

(1)～(4) 略

(5) 略

第5条・第6条 略

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、交流促進センターの施設の利用が次の各号の__に該当すると認められるときは、その利用を許可しない。

(1) 略

(2) 施設等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 略

200円以内の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 有料設備を利用する者が自らの責めによらない理由で有料設備を利用することができないとき。

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

第11条 略

(特別の設備等)

第12条 利用者は、交流促進センターの利用に当たって特別の設備をし、又

第8条 略

(特別の設備等)

第9条 利用者は、交流促進センターの利用に当たって特別の設備をし、又

は備付けの器具以外の器具を搬入し
利用するときは、あらかじめ指定管理
者の許可を受けなければならない。

2 略

(利用許可の取り消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の
各号のいずれかに該当すると認められ
るときは、利用許可の条件を変更し、
若しくは制限し、又は利用を停止し、
若しくは利用許可を取り消すことがで
きる。この場合において、利用者が損
害を受けることがあっても、指定管理
者は、その責めを負わない。

(1) 略

(2) 第8条各号のいずれかに該当する
とき。

(3)～(5) 略

(原状回復)

第14条 利用者は、交流促進センター
の利用が終了したとき、若しくは第1
2条の規定により特別の設備をしたと
き、又は前条の規定により利用を停止

は備え付けの器具以外の器具を搬入し
利用するときは、あらかじめ指定管理
者の許可を受けなければならない。

2 略

(利用許可の取り消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の
各号の一に該当すると認められ
るときは、利用許可の条件を変更し、
若しくは制限し、又は利用を停止し、
若しくは利用許可を取り消すことがで
きる。この場合において、利用者が損
害を受けることがあっても、指定管理
者は、その責を負わない。

(1) 略

(2) 第7条各号の一に該当する
とき。

(3)～(5) 略

(原状回復)

第11条 利用者は、交流促進センター
の利用が終了したとき、若しくは第9
条の規定により特別の設備をしたと
き、又は前条の規定により利用を停止

されたとき、若しくは利用許可が取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

第15条 略

(市長による管理)

第16条 市長は、交流促進センターの管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

2 前項の場合においては、第6条第3項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」とし、第7条、第8条、第9条第1項、第10条、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長の承認を得て指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 第1項の規定により、市長が交流促進センターの管理を行う場合において

されたとき、若しくは利用許可が取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

第12条 略

(市長による管理)

第13条 市長は、交流促進センターの管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第3条の規定にかかわらず、その管理を行う。

2 前項の場合においては、第5条第3項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは」とし、第6条、第7条、第9条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 第1項の規定により、市長が交流促進センターの管理を行う場合において

は、第5条及び第9条第3項の規定は
適用しない。

第17条 略

は、第4条 _____ の規定は
適用しない。

第14条 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 24 号

矢板市営駐車場条例の一部改正について

矢板市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営駐車場条例の一部を改正する条例

矢板市営駐車場条例（昭和59年矢板市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（設置） 第2条 市は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号の路外駐車場として、次のとおり矢板市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。		（設置） 第2条 市は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号の路外駐車場として、次のとおり矢板市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。	
名称	位置	名称	位置
矢板市営矢板駅前 駐車場	略	矢板市営矢板駅前 駐車場	略
矢板市営片岡駅前 口駐車場	矢板市片岡 <u>209</u> <u>9番地116</u>	<u>矢板市営本町駐</u> <u>車</u> <u>場</u>	<u>矢板市本町1, 0</u> <u>26番地4</u>
略		矢板市営片岡駅前 口駐車場	矢板市片岡 <u>2, 0</u> <u>99番地116</u>
		略	

(車種及び駐車料金)

第4条 略

2 略

3 前項の定期駐車券の発行額は、次のとおりとする。

(1) 略

(2)・(3) 略

別表 (第4条関係)

駐車場名	駐車料金	車種
矢板市営矢板駅前駐車場	略	略
矢板市営片岡駅東口駐車場		
矢板市営片岡駅西口駐車場		

(車種及び駐車料金)

第4条 略

2 略

3 前項の定期駐車券の発行額は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 矢板市営本町駐車場 1箇月当たり 4,000円

(3)・(4) 略

別表 (第4条関係)

駐車場名	駐車料金	車種
矢板市営矢板駅前駐車場	略	略
矢板市営片岡駅東口駐車場		
矢板市営片岡駅西口駐車場		
矢板市営本町	<u>12時間以内20</u>	

			<u>町駐車場</u>	<u>0円。12時間を</u> <u>超えた場合、その</u> <u>超えた12時間</u> <u>(12時間未満の</u> <u>端数は、12時間</u> <u>とする。)ごとに</u> <u>200円を加算し</u> <u>た額。ただし、最</u> <u>初の30分は無料</u>
--	--	--	-------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

副市長の選任同意について

本市副市長として、下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 三堂地 陽 一

生年月日 [REDACTED]

議案第26号

教育委員会教育長の任命同意について

本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 塚 原 延 欣
生年月日 [REDACTED]

議案第27号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 宮 本 道 成

生年月日 [REDACTED]

議案第28号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 池 田 貴 子

生年月日 [REDACTED]

議案第 29 号

字の廃止及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内
の一部区域の字を廃止し、町の区域を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求
める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

変更調書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
倉掛	廣表	297 から 308 まで、311 から 313 まで、318 から 320 まで、330 から 335 まで、337、339 から 350 まで、351 の 1、351 の 3、379 の 1、379 の 3、380 の 1、380 の 3、381 の 1、381 の 3、382 から 384 まで、385 の 1、385 の 2、386 の 1、386 の 2、387 の 1、387 の 2、388、389、390 の 1、390 の 2、391、392 の 1、392 の 2、393 の 1、393 の 2、394、395 の 1、395 の 2、396 の 1、396 の 2、397 の 1、397 の 2、398 の 1、398 の 2、401 の 1、401 の 2、402 の 1、402 の 2、403 から 407 まで、408 の 1、408 の 2、409 の 1、409 の 2、410 の 1、410 の 2、411 から 428 まで、443 から 448 まで、449 の 2、457、458、459 の 1、459 の 2、460 から 462 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部	倉掛	
	中町	309、310、321、323 から 329 まで、352 の 1、352 の 2、353 から 356 まで、358、367、369 から 371 まで、372 の 1、372 の 2、373、374 の 1、374 の 2、375、376 の 1、376 の 2、377、378 の 1、378 の 2、429、430 の 1、430 の 2、431 から 435 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部		
	中坪	520 の 2、521、522、523 の 1、524 の 1、525、570 から 581 まで、583 から 585 まで、595 から 600 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部		
	出川	594、666 から 669 まで、678 の 2、679 から 687 まで、689 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部並びに字中坪 595 に隣接する水路である公有地の一部		
	向原	399 の 1、400 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の一部並びに 314 の 1、316、317 の 4、338 の 1、463、464 の 1、465 の 1、465 の 2、504、511、520 の 1 に隣接する道路、水路である公有地の一部、字廣表 313、318、335、337、339、340、397 の 1、397 の 2、398 の 1、398 の 2、402 の 1、402 の 2、459 の 1、459 の 2、462 に隣接する道路、水路等である公有地の一部、字中坪 521、522、572 から 574 までに隣接する道路、水路である公有地の一部		
田所	高塩境	2257 の 2、2258 の 2、2259、2260 の 3、2260 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の一部並びに字中山 1465、字小山帰境 2256 に隣接する道路である公有地の全部		
高塩	宇田川	662、663、664 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の一部	高塩	
	宇田川	666 の 1、666 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の一部		